



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成 21 年 4 月 10 日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

ご照会の対象となる法令は、照会事項(1)については、貸金業法（昭和 58 年 5 月 13 日法律第 32 号）第 2 条第 1 項、同法第 3 条第 1 項、及び同法第 11 条第 1 項、照会事項(2)については、同法第 24 条第 2 項、同法第 17 条及び同法第 18 条です。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、貸金業登録を予定している株式会社であり、Webサイトを介して、資金需要者に対して借入れを受ける機会を提供し、かつ、投資家に対しては貸付債権の債権譲渡を行うことにより投資機会を提供することを内容とする事業（以下「プロスパー事業」といいます）を行うことを予定しています。

(1) プロスパー事業の当事者

プロスパー事業においては、以下の当事者の参加が予定されております。

① 照会者

資金需要者から借入申込みを受け、資金需要者に対して貸付を行い、債権譲受人に対して同貸付債権を（ほとんどの場合は小口分割の上）譲渡するという仕組みをWebサイト（以下「プロスパーWebサイト」といいます）を通じて、一般に提供し、プロスパーWebサイトの運営責任者となる者です。

貸金業を営む者として貸金業登録を行う予定です。

② 資金需要者

照会者に対して会員登録を行い、借入れを申し込む者です。

③ コメンテーター

照会者に対して会員登録を行い、資金需要者が提示する借入の目的、借入に至った理由等に対して、あらかじめ照会者が定めた各項目に沿って意見を入力する者です。

④ 債権譲受人

照会者に対して会員登録を行い、照会者が資金需要者に対して貸付を行った場合に、当該貸付にかかる貸付債権の債権譲渡を受ける者です。

⑤ 譲受人側事務代行会社

債権譲受人からの委任（準委任）を受けて、債権譲受人のために、債権譲受人を代行して各種の事務処理を行う者です。

(2) プロスパー事業の仕組み

プロスパー事業は以下の手順で行うことが予定されております。

① 資金需要者から照会者への借入申込及び照会者による1次審査

資金の借入れを希望する資金需要者は、照会者が管理するプロスパーWeb サイトにアクセスし、照会者から求められる本人確認等の事務手続を経て、プロスパー会員登録を行います。

その後、資金需要者は、プロスパーWeb サイトを通じて、借入の目的、借入を行うに至った理由とともに、借入希望金額、希望上限利率その他の照会者が定める各種条件（以下「借入希望条件」といいます）を照会者に提示して借入の申し込みを行い、照会者は、資金需要者より源泉徴収票等の証憑書類等の提供を受けて、1次審査を行い貸付の可否を検討します。この1次審査は、資金需要者に対する過剰貸付防止の観点からも行われます。

② コメンテーターからの意見募集

上記資金需要者の借入希望条件は、借入の目的、借入を行うに至った理由、資金需要者の信用情報その他の照会者が定める各種情報とともに、プロスパーWeb サイトに掲載され、その一部（信用情報機関から収集した信用情報は除かれます。）は一般に公開されます（ただし、資金需要者の氏名、住所等は掲載及び公開されません）。

コメンテーターになろうとする者は、あらかじめプロスパーWeb サイトにアクセスし、照会者から求められる本人確認等の事務手続を経て、プロスパー会員登録を行います。

その後、コメンテーターは、プロスパーWeb サイトに掲載された資金需要者の借入の目的、借入を行うに至った理由、借入希望条件を確認し、プロスパーWeb サイトを通じて、貸付の是非・金額・金利、借入の目的や借入を行うに至った理由に関する同人の意見を入力します。

このコメンテーターの意見は、プロスパーWeb サイトに掲載され、一般に公開されます。なお、コメンテーターは、プロスパーWeb サイトを通じて資金需要者に質問することができますが、直接やり取りすることはできません。

③ 照会者による最終審査

照会者は、信用情報機関から取得した信用情報その他の情報を参考にし、照会者自身の判断として、貸付の可否と借入希望条件の範囲内で諸条件（金額、利率、期間）を最終決定し、貸付可能との判断をした場合には、資金需要者に対して貸付を実行します。

この時に照会者は、コメンテーターから寄せられた意見も貸付判断の参考にしますが、たとえ良い意見が多かったとしても、照会者の総合的な判断により貸付不可と判断した場合には貸付を実行せず、また、たとえコメンテーターからの意見が一切無かったとしても、照会者の総合的な判断により貸付可能と判断した場合には貸付を実行し、資金需要者に対してその旨を伝えます。

④ 照会者からの貸付の実施

照会者は、照会者自身の判断した貸付諸条件により、資金需要者に対して貸付を実行し、貸付に伴う契約書面の交付等（貸金業法第 17 条等）を適切に実施します。

⑤ 照会者からの債権譲渡の実施

債権譲受人になろうとする者（以下「債権譲受希望者」といいます）は、あらかじめプロスパーWeb サイトにアクセスし、照会者から求められる本人確認等の事務手続を経て、プロスパー会員登録を行います。

上記④の貸付実行の後、債権譲受希望者は、照会者に対し、照会者の資金需要者に対する貸付債権の全部又は一部を譲り受けることを申し込みます。これを受けて照会者は、債権譲受希望者に対して、債権の一部又は全部の譲渡を実行します。この際に、債権譲受希望者全員の譲受希望金額の合計が、照会者の資金需要者に対する貸付債権の金額を超える場合には、照会者が誰に債権を譲渡するかを決定します。

なお、コメンテーターは、意見を述べたことをもって債権の譲受を義務づけられることはありません。

⑥ 債権譲渡の通知等

照会者は、貸金業法第 24 条第 1 項に基づく通知を適切に行います。譲受人側事務代行会社は、債権譲受人の代理人として、債務者に対して、債権譲渡に伴う契約書面・受取書面の交付等（貸金業法第 24 条第 2 項、第 17 条、第 18 条等）を適切に実施します。

⑦ 債権譲渡後の債権の回収等

債権譲受人は、貸付債権の収納代行業務を照会者に対して委託します。

資金需要者は、借入時に定められた返済条件に従って、債権譲受人が収納代行業務を委任した照会者に対して弁済を行い、照会者は債権譲受人を代理してこれを受領します。

資金需要者に対する契約書面・受取書面の交付等が譲受人側事務代行会社により適切に実施されることは、上記⑥のとおりです。

3. ご照会事項

(1) ご照会事項 1

上記 2 のプロスパー事業において、債権譲受人は、貸金業法第 3 条第 1 項に定める貸金業の登録が不要である旨を確認させて頂きたくご照会申し上げます。

(2) ご照会事項 2

上記 2 のプロスパー事業において、債権譲受人が委任（準委任）した譲受人側事務代行会社が、債権譲渡時及び債権譲渡後に行うべき契約書面・受取書面の交付等（同法

第24条第2項、同法第17条(除6項)、同法第18条等)を、債務者に対して行うことが、同法第24条第2項、同法第17条、同法第18条の所定の書面交付義務等の履践とされることを確認させて頂きたくご照会申し上げます。

4. 上記ご照会事項に関する照会者の見解及び根拠

(1) 上記照会事項1に関する照会者の見解及びその根拠

貸金業法第3条第1項は、「貸金業」を営もうとする者は、貸金業登録を必要とする旨を規定していますが、貸金業法における「貸金業」とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(…)を業として行うものをいう」と定義されており(貸金業法第2条第1項)、貸金業法は、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介」を行う者に対して、貸金業登録を求めています。プロスパー事業において、資金需要者に対して貸付を行うのは、照会者であり、照会者は、貸金業を営む者として、貸金業登録が必要であると理解しております。

他方で、貸金業法は、貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合、債権譲受人に対しては貸金業登録を求めない一方で、債権譲渡人に対して債権譲受人への通知義務(同法第24条第1項)を課すとともに、債権譲受人に対して債務者への書面交付義務(同法第24条第2項、同法第17条、同法第18条)や取立て規制(同法第24条第2項、同法第21条)等を課することにより、実質的に貸金業法上の行為規制が債権譲渡により形骸化しないよう担保する枠組みとなっております。

したがって、プロスパー事業における債権譲受人も、上記貸金業法の枠組みからすれば、貸金業法第24条に定める各種行為規制を遵守すれば足り、自ら貸金業登録を行うことは不要と解されます。

なお、債権譲渡が行われた場合も、債権譲受人があらかじめ特定の資金需要者について他の貸付人が貸付を行うか否かの与信判断を行い、当該貸付人が貸付を行った場合には当該貸付人から当然に債権を譲り受けるということを一連のスキームとして実行した場合、実質的には債権譲受人が資金需要者に対する「金銭の貸付け」を行っているものと評価されるケースもあろうかと存じます。プロスパー事業では、照会者から資金需要者に対する貸付が行われた後、事前にコメンテーターとして意見を述べた者が債権譲受人となることもあり得るため、この点が問題となり得ます。

しかし、①プロスパー事業において、照会者は、資金需要者への貸付を実施するにあたり、コメンテーターの意見を参考にはしますが、基本的には信用情報機関から取得した信用情報その他の情報に基づく独自の審査を行い、照会者自身の判断として貸付の可否を決定すること(その結果として、コメンテーターによる評価が良いものであったとしても貸付を実行しない場合も当然ありうること)、②プロスパー事業のコメンテーターに対しては、プロスパーWebサイトで付与された会員登録番号等を除き、資金需要者の氏名・住所その

他の個人識別情報は示されず、コメンテーターの意見入力時に資金需要者は個人として特定されないこと、③プロスパー事業のコメンテーターは、たとえ事前に意見を入力していたとしても、照会者が資金需要者に対して貸付を実行した後に債権を譲り受ける義務は負っておらず、債権譲受の申し込みをするか否かは自由であること（その結果、照会者の有する貸付債権の全部又は一部が譲渡されない場合も当然あり得ること）、④照会者も、事前に意見入力を行ったコメンテーターからの債権譲受の申込みに応じる義務は負っておらず、それ以外の者への譲渡も可能であること等の事情を勘案すると、プロスパー事業においては、たとえコメンテーターが債権譲受人となることがあったとしても、そのことをもって債権譲受人が「金銭の貸付け」を行うものとは評価されないと考えられます。

以上より、プロスパー事業における債権譲受人は、譲受人としての義務（貸金業法第 24 条参照）を負い、その義務を全うすることが求められる一方、貸金業法第 3 条第 1 項に定める貸金業登録が求められる「貸金業を営もうとする者」ではないと考えられます。

(2) 上記照会事項 2 に関する照会者の見解及びその根拠

プロスパー事業では、債権譲受人が債権譲渡時及び債権譲渡後に行うべき契約書面・受取書面の交付等（同法第 24 条第 2 項、同法第 17 条、同法第 18 条等）については、債権譲受人から委任（準委任）¹を受けた譲受人側事務代行会社が債権譲受人を代行してこれを行う予定としていますが、委任者である債権譲受人は、適切な受任者に委任したか否か等が問われ（貸金業法施行規則第 10 条の 5 参照）、受任者が適切に委任事項を履践しなかった場合には委任者がその責任を負うことになる一方で、書面交付義務の履行は、事実行為である以上、その事実行為の委任を禁止する法律上の特段の根拠はないと考えられます²。

書面交付については、専門的知識を有する譲受人側事務代行会社において履践されることにより、確実かつ迅速に資金需要者に、適切な書面交付が実施され、資金需要者は適切に書面を受領できますので、実質的にも、資金需要者にとってもメリットが大きいこととなります。

以上より、債権譲受人が委任（準委任）した譲受人側事務代行会社が、債権譲渡時及び債権譲渡後に行うべき契約書面・受取書面等の交付を実施することは、プロスパー事業においては、資金需要者等の保護という貸金業法の趣旨に照らしても、貸金業法第 24 条第 1 項所定の書面交付義務の履践とすることに法律上及び事実上の支障はないと考えられます。

以上

¹ 事実行為の委任は、民法上は、準委任（民法 656 条）と整理されるものと考えられます。

² 貸金業法制においても、貸金業法施行規則第 10 条の 2、第 10 条の 5、第 26 条の 25 第 1 項第 6 号等により、事実行為の委任は禁止されていないと考えられます。